

甲賀市固定資産税特別措置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市固定資産税特別措置条例（平成25年甲賀市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事業は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる産業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 製造業 大分類E（製造業）に該当する事業をいう。
- (2) 情報通信業 大分類Gのうち中分類39（情報サービス業）、中分類40（インターネット付随サービス業）又は中分類41（映像、音声、文字情報制作業）に該当する事業をいう。
- (3) 運輸業 大分類Hのうち中分類44（道路貨物運送業）、中分類47（倉庫業）又は中分類48（運輸に附帯するサービス業）に該当する事業をいう。

(不均一課税の手続)

第3条 条例第7条の規定により不均一課税の申請をしようとする企業等は、次に掲げる事項を記載した不均一課税申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所並びに法人にあっては、商号、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 業種
- (3) 適用要件を満たした基準の内容

(不均一課税申請書の添付書類)

第4条 前条に規定する不均一課税申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税納税証明書（直近3年間分、未納の無いもの）
- (2) 事業計画書（新增設に係る年度別計画書）
- (3) 事業所全体の平面見取図（不均一課税申請の対象となる資産を明示するもの）
- (4) 配置図（償却資産の設置箇所を明示するもの）
- (5) 取得の明細（取得価額及び耐用年数を記載した書類）
- (6) 該当資産の写真
- (7) 家屋の建築確認済証又は建築工事届の写し（家屋該当のみ）

(8) 家屋登記事項証明書(家屋該当のみ)

(9) 常用雇用者の増加を記載した明細及び計画書

(10) 定款の写し(法人に限る)

(不均一課税の決定)

第5条 不均一課税の決定にあつては、不均一課税決定通知書(様式第2号)又は不均一課税不決定通知書(様式第3号)をもって当該申請を行った企業等に通知する。

(報告)

第6条 不均一課税決定通知書を受けた企業等は、不均一課税を受けようとする第2年度及び第3年度の各年の1月1日現在の常用雇用者数を記載した常用雇用者数報告書(様式第4号)を2月末日までに市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第7条 企業等が、条例第8条の変更の申請を行う場合は、不均一課税変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(取消通知等)

第8条 条例第9条の規定により、不均一課税の決定の取消しを行った場合は、不均一課税取消通知書(様式第6号)及び条例第10条の規定により、不均一課税更正決定通知書(様式第7号)をもって通知する。

(地位の承継)

第9条 条例第12条の規定により、地位の承継をした企業等は、不均一課税承継承認申請書(様式第8号)に当該承継を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、不均一課税承継承認通知書(様式第9号)又は不均一課税承継不承認通知書(様式第10号)により当該申請を行った企業等に通知する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(不均一課税申請書の添付書類の特例)

2 条例付則第2項に規定する不均一課税の税率の特例の適用を受けようとする者（新設等のうち本社機能（企業等の経営に関する意思決定、総務、経理及び人事に関する機能をいう。）又は研究開発機能の設置又は拡充を伴うものについて不均一課税の税率の特例の適用を受けようとする者に限る。）は、第4条各号に規定する書類のほかに、本社機能・研究開発機能整備計画書を添付しなければならない。

付 則

1 この規則は、令和2年9月30日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

不均一課税申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者 氏 名

⑩

甲賀市固定資産税特別措置条例第7条の規定に基づき不均一課税の申請をします。

（業種名※1）

（※1 日本標準産業分類に基づき記入して下さい）

（資本金）

円

全従業員数

人

（区分※2）

中小企業者

中小企業者以外

（※2 いずれかの□内にレを記入して下さい。）

税 目	固 定 資 産 税	
事業の用に供した日	年 月 日	
事業の用に供したことに伴って 増加する常用雇用者数	人	
家屋及び償却資産	取得価額	摘 要
家 屋		
構 築 物		
機 械 及 び 運 搬 具		
工 具 、 器 具 及 び 備 品		
合 計		

* 償却資産の取得価額は、償却資産の種類別明細書について資産の種類別に
合計したものを記入してください。

1. 新設等した償却資産の種類別明細書

種類	明細	数量	取得時期	取得価額	摘要

2. 新設等した家屋の明細書

家屋番号	構造	面積	取得時期	取得価額	建設着工及び 完成時期	摘要

3. 増加する常用雇用者数

	常用雇用者数	増 減 数	備 考
前年 (1月1日現在)	()	()	
事業に供した年 (1月1日現在)	()	()	
2年目 (1月1日現在)	()	()	
3年目 (1月1日現在)	()	()	
4年目 (1月1日現在)	()	()	
5年目 (1月1日現在)	()	()	

※常用雇用者数は、不均一課税の対象となる施設を有する事業所の常用雇用者数(の見込)を記入してください。

また、甲賀市内に他の事業所を有する場合には、()内に甲賀市内の事業所における常勤雇用者数及び増減数の合計を記入し、備考欄に市内事業所別の内訳を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

不均一課税決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



甲賀市固定資産税特別措置条例第7条第2項の規定による不均一課税について決定しましたので、通知します。

不均一課税不決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



甲賀市固定資産税特別措置条例第7条第2項の規定による不均一課税について、下記の理由により不決定としましたので、通知します。

記

不決定理由

（教示）

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、甲賀市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、甲賀市を被告として（訴訟において甲賀市を代表する者は、甲賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

常用雇用者数報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 所在地（住所）

名 称 （氏名）

代表者 氏名

印

甲賀市固定資産税特別措置条例施行規則第6条の規定による常用雇用者数について、下記のとおり報告します。

記

	常用雇用者数	備 考
年1月1日現在	()	

※甲賀市内に他の事業所を有する場合には、（ ）内に甲賀市内の事業所における常勤雇用者数を記入し、備考欄に市内事業所別の内訳を記入してください。

様式第5号（第7条関係）

不均一課税変更申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 所在地（住所）

名 称 （氏名）

代表者 氏名

印

甲賀市固定資産税特別措置条例第8条の規定による不均一課税について、下記の理由により変更となりましたので申請します。

記

変更内容

変更理由

添付書類

不均一課税取消通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年 月 日付け 第 号により通知した不均一課税決定については、
甲賀市固定資産税特別措置条例第9条の規定により、次のとおり取消したので通知します。

- 1 企業等の名称
- 2 企業等の所在地
- 3 取消理由

（教示）

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、甲賀市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、甲賀市を被告として（訴訟において甲賀市を代表する者は、甲賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

不均一課税更正決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年 月 日付け 第 号により通知した不均一課税決定については、甲賀市固定資産税特別措置条例第10条の規定により、次のとおり更正決定したので通知します。

区 分	更正前（円）	更正後（円）	備考
課 税 標 準 額			
家 屋			
構 築 物			
機 械 及 び 運 搬 具			
工 具 、 器 具 及 び 備 品			
合 計			
固 定 資 産 年 税 額			

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、甲賀市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、甲賀市を被告として（訴訟において甲賀市を代表する者は、甲賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第9条関係）

不均一課税承継承認申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

（承継人）

申請者 所在地（住所）

名 称 （氏名）

代表者 氏名

印

甲賀市固定資産税特別措置条例第12条の規定による不均一課税の地位の承継について、
下記の理由により事業の承継をいたしましたので申請します。

記

承継人（前）

承継人（後）

承継理由

様式第9号（第9条関係）

不均一課税承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



甲賀市固定資産税特別措置条例第12条の規定による不均一課税の地位の承継について、申請のとおり事業の承継について承認しましたので通知します。

承継人（前）

承継人（後）

様式第10号（第9条関係）

不均一課税承継不承認通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



甲賀市固定資産税特別措置条例第12条の規定による不均一課税の地位の承継について、下記の理由により事業の承継について不承認としましたので通知します。

記

不承認理由

（教示）

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、甲賀市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、甲賀市を被告として（訴訟において甲賀市を代表する者は、甲賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。